

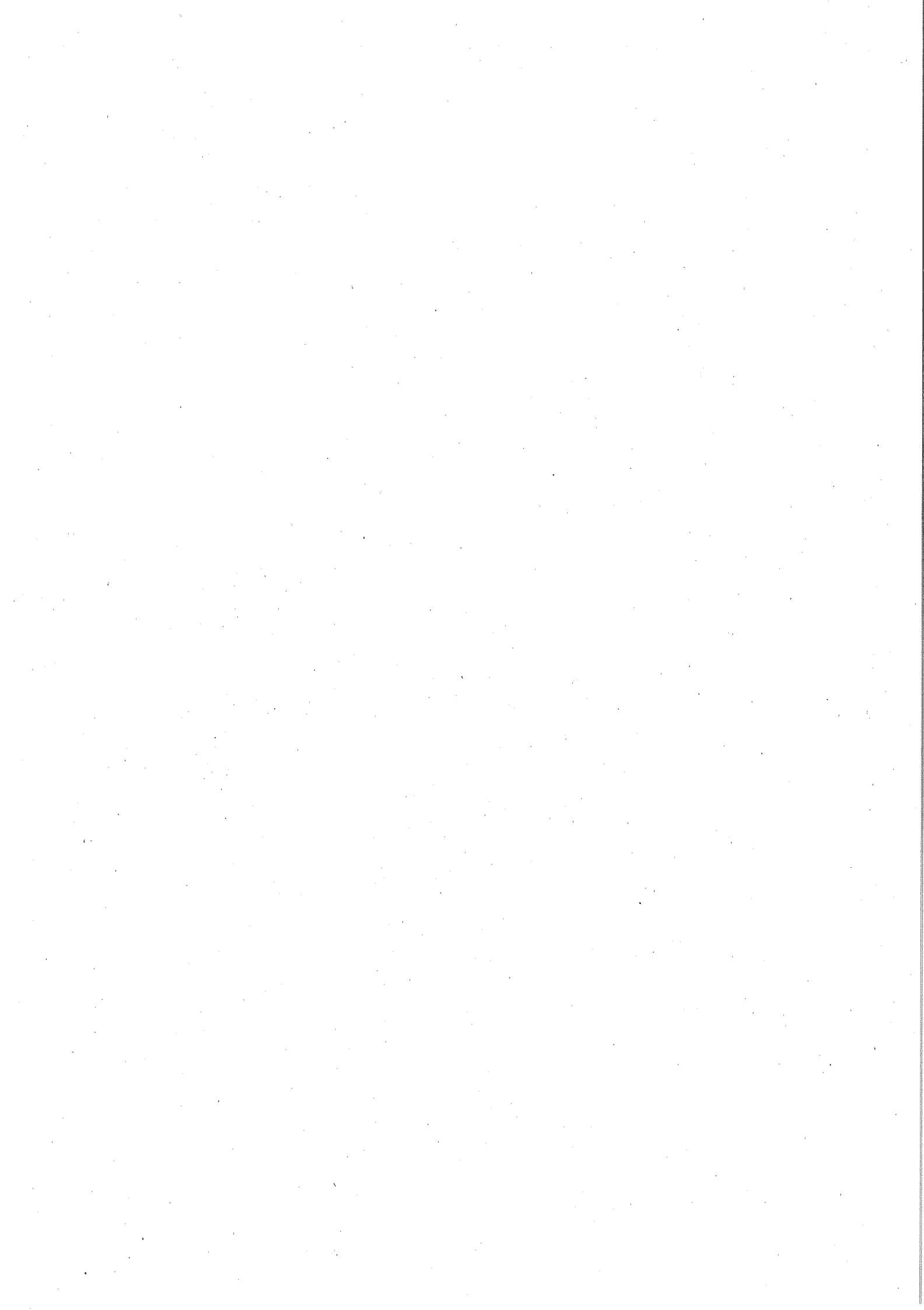
議案第 10 号

野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

野田市水道事業給水条例（昭和49年野田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

（手数料）

第28条 手数料は、別表第3に定める額とする。

2 手数料は、納入通知書により徴収する。

第29条第1項前段中「以下本条において同じ。）」を「」を「」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「給水装置工事の申し込みの際」を「納入通知書により」に改める。

第32条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第22条）」に、「水道料金（第22条）」を「水道料金」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第25条第1項）」に、「水道料金算定の特例（第25条第1項）」を「水道料金算定の特例」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第28条第1項）」に、「手数料（第28条）」を「手数料」に改め、同表指定給水装置工事事業者登録手数料の項の次に次のように加える。

指定給水装置工事事業者更新手数料	1件につき	10,000円
------------------	-------	---------

別表第3 指定給水装置工事事業者証再交付手数料の項から第32条第2項の

「
確認手数料の項までの規定中 〃 を 1件につき に
」

改める。

別表第4中「別表第4」を「別表第4（第29条第2項）」に、「給水申込納付金（第29条第2項）」を「給水申込納付金」に改め、同表に次の備考を加える。

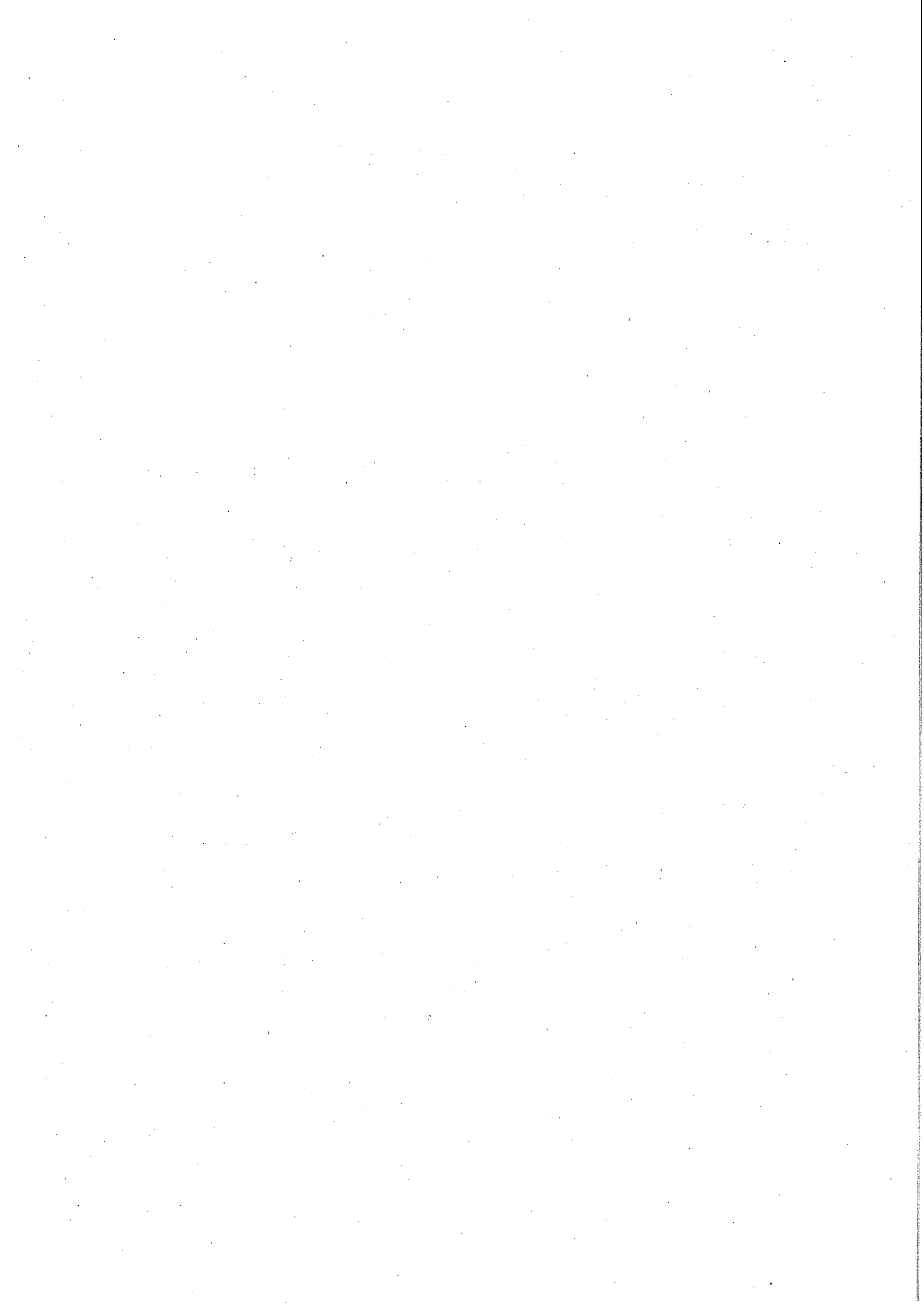
備考 改造（給水管の口径を増径する場合に限る。）の場合は、新口径に係る納付金額から旧口径に係る納付金額を控除して得た額とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第28条、第29条第1項及び第3項、別表第1、別表第2、別表第3（指定給水装置工事事業者登録手数料の項の次に指定給水装置工事事業者更新手数料の項を加える改正規定を除く。）並びに別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

水道法等の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の更新手数料に関する規定を整備するとともに、所要の改正を行おうとするものである。



野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市水道事業給水条例 (昭和49年野田市条例第19号)

改 正 案	現 行												
<p>(手数料)</p> <p>第 28 条 手数料は、別表第 3 に定める額とする。</p> <p>2 手数料は、納入通知書により徴収する。</p> <p>(給水申込納付金)</p> <p>第 29 条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増径する場合に限る。)をしようとする者は、管理者に給水申込納付金(以下「納付金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 納付金は、納入通知書により徴収する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 32 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第 1(第 22 条)</p> <p style="text-align: center;">水道料金 (略)</p> <p>別表第 2(第 25 条第 1 項)</p> <p style="text-align: center;">水道料金算定の特例 (略)</p> <p>別表第 3(第 28 条第 1 項)</p> <p style="text-align: center;">手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置 工事事業者登録手数料</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	金額	指定給水装置 工事事業者登録手数料	1 件につき	(略)	<p>(手数料)</p> <p>第 28 条 手数料は、別表第 3 により申請者から申し込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申し込み後徴収することができる。</p> <p>(給水申込納付金)</p> <p>第 29 条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。)しようとする者は、管理者に給水申込納付金(以下「納付金」という。)を納付しなければならない。この場合改造しようとする者の納付金は、新口径にかかわる納付金の額と旧口径にかかわる納付金の差額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 納付金は、給水装置工事の申し込みの際徴収する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 32 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第 1</p> <p style="text-align: center;">水道料金(第 22 条) (略)</p> <p>別表第 2</p> <p style="text-align: center;">水道料金算定の特例(第 25 条第 1 項) (略)</p> <p>別表第 3</p> <p style="text-align: center;">手数料(第 28 条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置 工事事業者登録手数料</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	金額	指定給水装置 工事事業者登録手数料	1 件につき	(略)
種類	単位	金額											
指定給水装置 工事事業者登録手数料	1 件につき	(略)											
種類	単位	金額											
指定給水装置 工事事業者登録手数料	1 件につき	(略)											

指定給水装置 工事事業者更 新手数料	1件につき	10,000円
指定給水装置 工事事業者証 再交付手数料	1件につき	(略)
設計審査手数料 (使用材料の 確認を含む。)	1件につき	(略)
しゅん工検査 手数料	1件につき	(略)
開栓及び閉栓 手数料	1件につき	(略)
各種証明手数料	1件につき	(略)
第32条第2項 の確認手数料	1件につき	(略)
(略)		

別表第4(第29条第2項)

給水申込納付金

(略)

備考 改造(給水管の口径を増径する場合に限る。)の場合は、新口径に係る納付金額から旧口径に係る納付金額を控除して得た額とする。

指定給水装置 工事事業者証 再交付手数料	//	(略)
設計審査手数料 (使用材料の 確認を含む。)	//	(略)
しゅん工検査 手数料	//	(略)
開栓及び閉栓 手数料	//	(略)
各種証明手数料	//	(略)
第32条第2項 の確認手数料	//	(略)
(略)		

別表第4

給水申込納付金(第29条第2項)

(略)